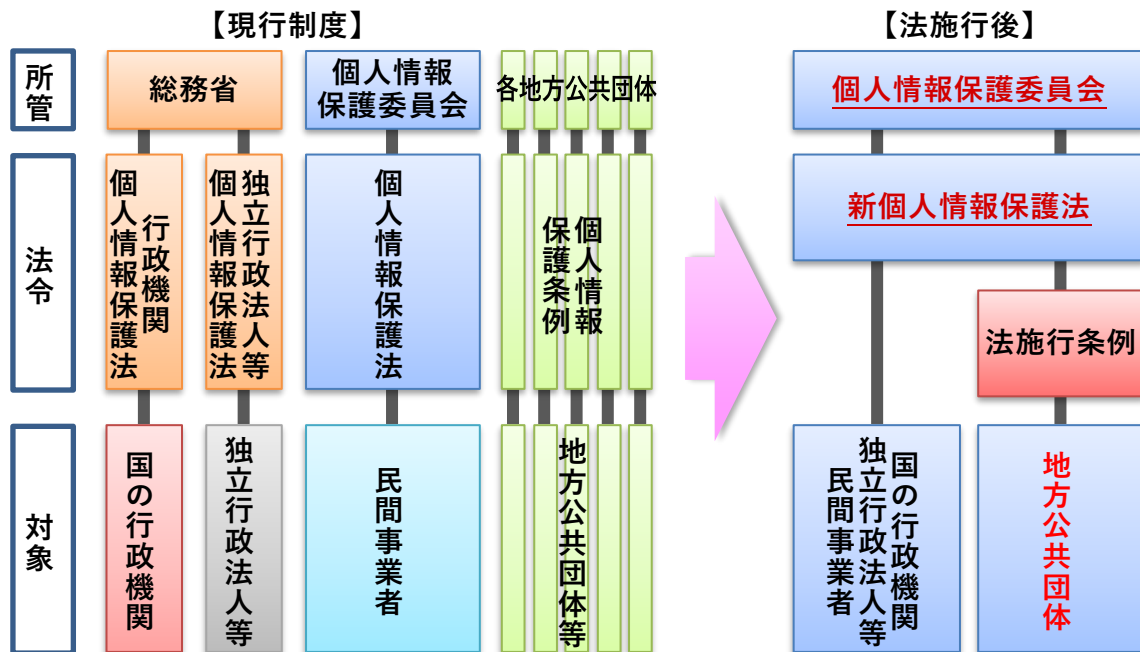


(仮称) 草加八潮消防組合個人情報保護法施行条例の概要

1 個人情報の保護に関する法律の改正について

令和3年5月19日に、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、その法律には、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）の改正が含まれています。

この改正は、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において、全国的な共通ルールを規定し、個人情報の取扱いについて、国、地方、民間において統一するものです。



2 個人情報保護法の改正に伴う影響について

各地方公共団体では、個人情報保護条例に基づき個人情報保護制度が運用されていましたが、今回の法改正に伴い、法律の的確な運用を確保するため、国のガイドラインに基づき運用することとなりました。

個人情報保護法の改正に伴う統一的な取扱いのため、地方公共団体は、国から個人情報保護条例の廃止を求められています。

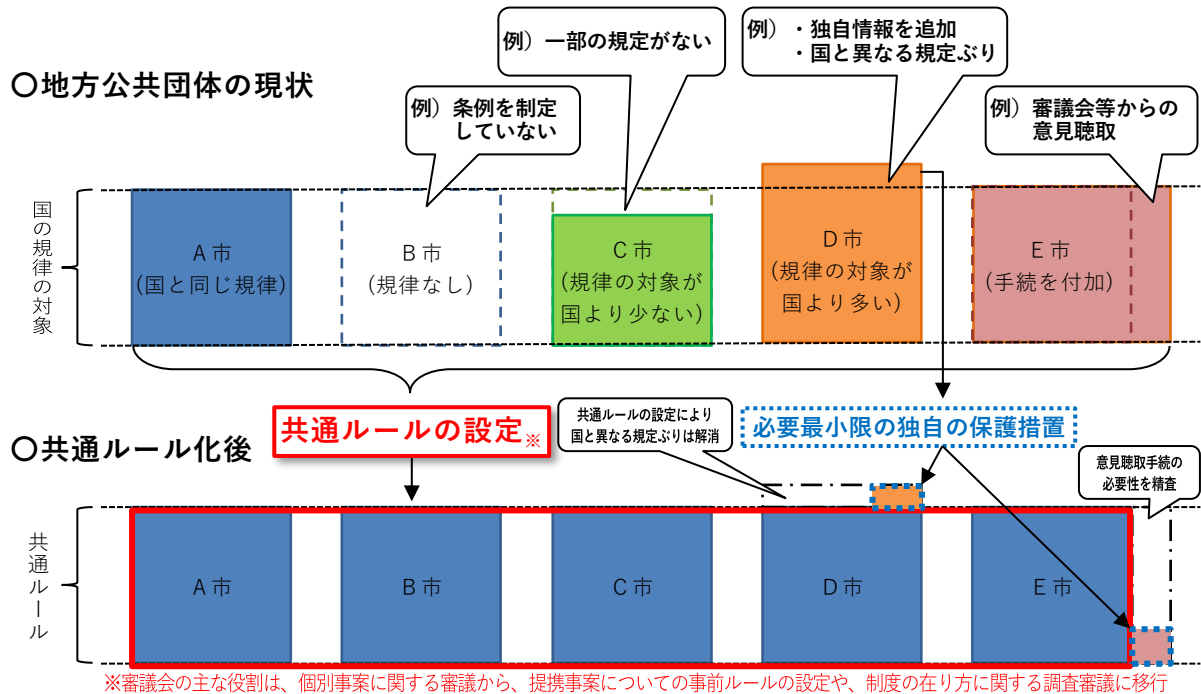
3 (仮称) 草加八潮消防組合個人情報保護法施行条例の制定について

個人情報保護法の改正に伴い、令和5年4月1日から草加八潮消防組合においても個人情報保護法の規定が直接適用されることとなります。

これにより、草加八潮消防組合個人情報保護条例に規定されていなかった新たな規定が適用される一方で、草加八潮消防組合個人情報保護条例に規定されていたものの、個人情報保護法に規定されていない規定もあります。

現行制度から後退しないように、どのように担保していくかが課題となります。

以上のことから、草加八潮消防組合においても、草加八潮消防組合個人情報保護条例を廃止するとともに、個人情報保護法を補足する部分を定めることを目的として、(仮称)草加八潮消防組合個人情報保護法施行条例(以下、「施行条例」という。)を制定するものです。



4 施行条例の概要について

(1) 主旨

個人情報保護法の施行に関し必要な事項を定めるものとします。

(2) 用語の定義

施行条例で使用する用語は、個人情報保護法及び個人情報保護法施行令で使用する用語の例によるものとします。

(3) 住民の責務

住民の責務について、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならないと定めるものとします。

(4) 個人情報取扱事務等の登録

新規に個人情報を取り扱う事務の開始する場合及び個人情報ファイルを保有する場合は、必要事項を管理者に届け出て、登録を受けなければならないものとします。

(5) 個人情報取扱事務受注者の事務等の登録

組合の機関から個人情報取扱事務の委託を受けた者に事務等を行かせたときは、必要事項を管理者に届け出て、登録を受けなければならないものとします。

(6) 費用負担

国においては、政令により、開示請求1件当たり300円の手数料を徴収することとされていますが、地方公共団体においては、手数料額を条例で定める（手数料を無料とすることを含む。）こととされています。

草加八潮消防組合においては、従来から手数料を徴収しておらず、施行条例でも無料とし、現行制度と同様に写しの作成及び送付に要する費用等は請求者の負担とします。

(7) 開示請求書の記載事項

開示請求書には、個人情報保護法第77条各号に掲げる事項のほか、現行制度において記載を求めている開示の方法及び代理人による請求の場合における代理人の住所、代理人の氏名及び本人との関係を記載することができるものとします。

(8) 開示・訂正・利用停止決定等の期限

開示・訂正・利用停止決定等の期限は、現行制度と同日数とするため、開示請求のあった日から14日以内と定めます。

(9) 草加市情報公開・個人情報保護審議会への諮問

これまで、審議会への諮問事項としていた個人情報の目的外利用や外部提供等の制限等については、改正法において直接的な制限規定が存在せず、条例で独自に規定することも認められていないため、諮問することができなくなります。

今後は、施行条例の改正や内部における運用上のルールを定める場合等、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときに諮問できるものとします。

5 施行期日

令和5年4月1日から施行します。